

令和8(2026)年版
三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告書
(令和7年度の施策実施状況)



令和8(2026)年9月
三 重 県

はじめに

県では、平成 18 年をピークに飲酒運転による人身事故件数、検挙件数とも年々減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばい状態となっており、令和 7 年については、人身事故件数が前年と同数、検挙件数が前年を上回るなど、未だ飲酒運転の根絶には至っていません。

飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先して取り組むことはもちろん、県民一人ひとりが飲酒運転は「犯罪」であり、かつ大切な命を奪う重大な事故に直結する危険な行為であることを深く認識するとともに、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って取り組まなければなりません。

このため、平成 25 年 7 月に、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」（以下「条例」という。）を施行し、県の責務、県民や事業者の努力といった各主体の役割を明らかにして、規範意識の定着と飲酒運転の再発防止という基本方針の下に、飲酒運転のない社会づくりを決意したところであり、県、県民等が一致協力し、飲酒運転を根絶するための取組を推進していく必要があります。

この年次報告書は、条例第 6 条第 1 項の規定に基づく「第 3 次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（令和 3 年度～令和 7 年度）において、県等が行う施策の実施状況についてとりまとめ、公表を行うことで県内の飲酒運転の状況と飲酒運転根絶に向けた取組を県民の皆さんにより深く理解してもらい、現状と課題に対する共通認識を持つことにより、今後の施策へ反映していこうとするものです。

（参考）三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例（抄）
第 6 条第 4 項

知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

目 次

第1「第3次三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」の概要	1
第2 三重県の飲酒運転の現状と傾向	2
第3 令和7年度の目標達成状況	
1 基本目標の達成状況と対応	6
2 活動目標の達成状況と対応	7
第4「第3次三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」に基づく令和7年度の実施概要と課題	
1 基本計画に定める4つの基本方針	9
2 基本方針の実施（成果と課題）	9
第5 今後の実施方向（令和8年度以降の実施方向）	
1 飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及	15
2 飲酒運転の再発防止のための措置	15
3 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	15
4 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	16
第6「第3次三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」に基づく令和7年度の実施状況	
I 飲酒運転防止のための実施	
1 飲酒運転防止意識の普及徹底	17
2 広報啓発活動の推進	22
3 事業者による実施	24
II 教育機関等による教育	
1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	31
2 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	34
III 飲酒運転の再発防止のための措置	
1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動	35
2 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進	36
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	
1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	37
2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための実施	38
V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	
1 県内各関係機関・民間団体等による県民総ぐるみの運動の推進	43
2 相談体制の確立	43
3 情報提供	43
4 三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日に合わせた実施	44
5 表彰	44
6 実施状況の報告と公表	45
○ 参考資料	
三重県交通対策協議会 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす部会の構成	46

第1「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」の概要

1 はじめに

計画策定の趣旨

飲酒運転の根絶のため、行政や関係団体が連携して飲酒運転0（ゼロ）をめざす運動を推進するための総合的な取組を定める。

計画期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

2 目標の設定

基本目標および5つの活動目標を設定し、その達成に向けて取り組む。

基本目標（飲酒運転による人身事故件数）

令和7年までに18件以下

活動目標

① ハンドルキーパー推進店等の指定等
年間700店（事業所）以上

② 企業等における社内教育の実施
毎年度1,500回以上

③ 各種交通安全講習等における飲酒運転
防止教育の実施率
毎年度100%

④ 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実
施率（教科又は特別活動等）
毎年度100%

⑤ 飲酒運転違反者の受診率
令和7年度までに50%以上

飲酒運転0（ゼロ）へ ～ **STOP!** 飲酒運転 in みえ ～

3 飲酒運転防止のための取組

① 飲酒運転防止意識の普及徹底

「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」意識の浸透等

② 広報啓発活動の推進

飲酒運転根絶キャンペーンの展開等

③ 事業者による取組

ハンドルキーパー運動の推進等

規範意識の定着

4 教育機関等による教育

① 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

学校教育活動を通じた教育、家庭・地域等との連携等

② 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

大学、専門学校等における取組等

5 飲酒運転の再発防止のための措置

① 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動
「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」の運用等

② 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進
講習指導員の資質の向上等

再発防止

6 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

① 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務

飲酒運転違反者への受診義務通知とアルコール依存症の情報提供等

② アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

治療継続の促進のための自助グループ活動支援等

7 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

○関係機関・団体による県民総ぐるみ運動 ○相談体制の確立 ○積極的な情報提供
○飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日（12/1）に合わせた取組 ○表彰 ○報告・公表

第2 三重県の飲酒運転の現状と傾向

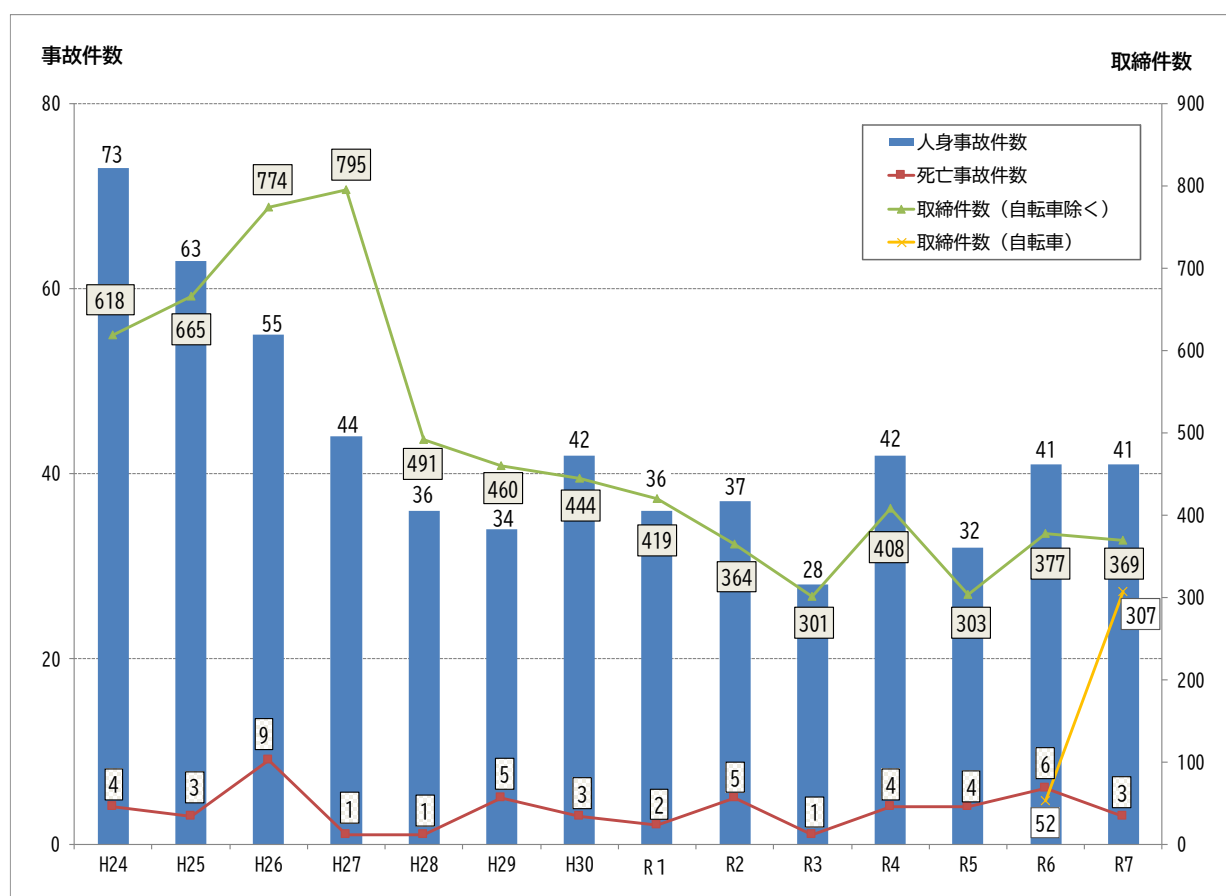
1 飲酒運転による人身事故の発生や飲酒運転違反取締りの状況

県内の飲酒運転による人身事故については、平成19年9月施行の道路交通法の罰則強化により減少しはじめ、平成25年7月の条例施行以降も継続して減少していましたが、近年はほぼ横ばい状態となっており、令和7年は41件と前年と同数で、そのうち死亡事故は3件で、前年に比べ3件の減少となりました。

また、飲酒運転取締り件数については、対前年比247件増の676件となっています。違反車両別にみると、原付以上（自転車以外）は369件（対前年比▲8件）でしたが、自転車は307件（対前年比+255件）と大幅に増加しました。

道路交通法改正により、令和6年11月1日から自転車の酒気帯び運転に罰則が適用されましたが、自転車利用者の規範意識の低さが見られます。

飲酒運転事故等の推移(平成24年～令和7年)



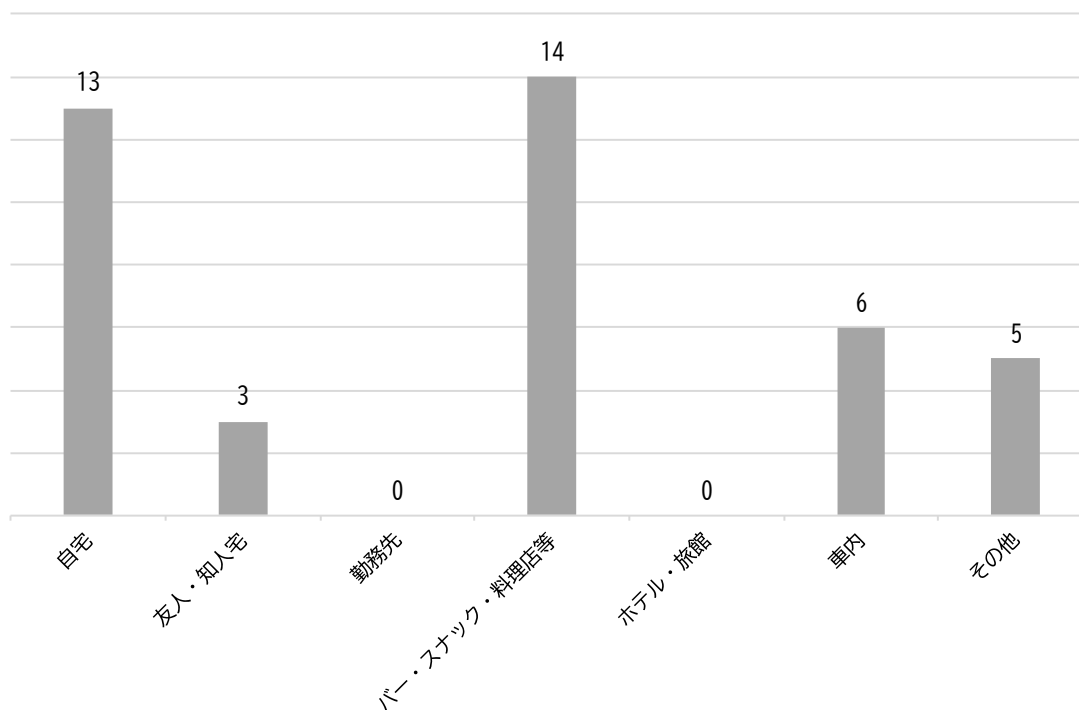
※自転車の酒気帯び運転に対する罰則適用は令和6年11月1日から

2 飲酒運転による人身事故や違反取締りの傾向

(1) 飲酒運転による人身事故の傾向

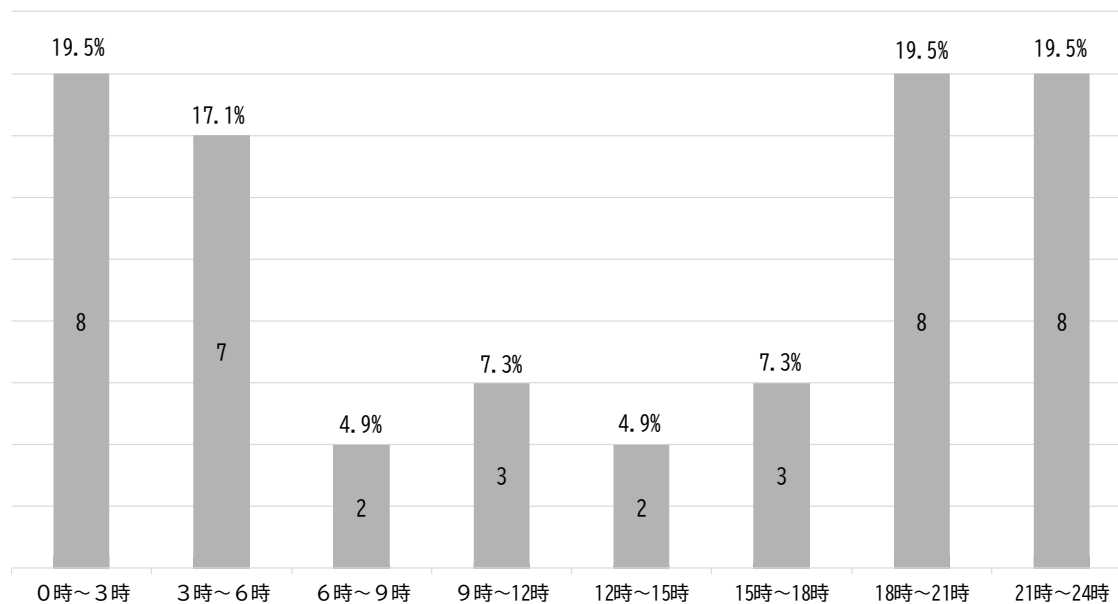
【飲酒した場所の状況（令和7年）】

「飲酒した場所」のうち、主なものは、「バー・スナック・料理店等」「自宅」となっており、これらで全体の6割以上を占めています。



【発生時間帯別の比較（令和7年）】

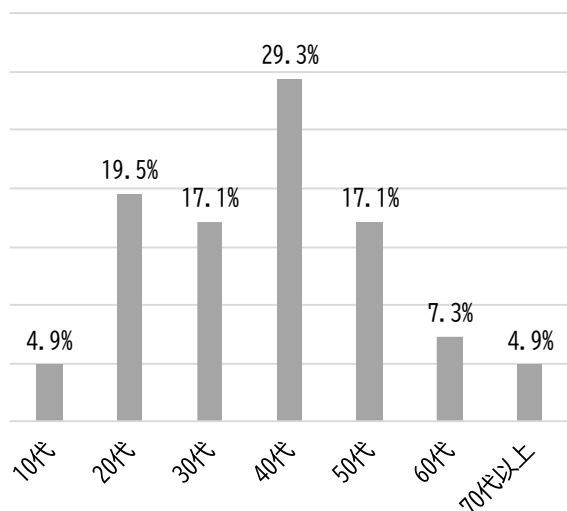
飲酒運転による人身事故の発生時間帯は、18時から6時までの間に多く発生しています。



時間帯	0時～3時	3時～6時	6時～9時	9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時	21時～24時
発生件数	8件	7件	2件	3件	2件	3件	8件	8件
割合	19.5%	17.1%	4.9%	7.3%	4.9%	7.3%	19.5%	19.5%

【年代の比較（令和 7 年）】

飲酒運転による人身事故当事者の年代は 40 代が最も多く、次いで 20 代となっており、20 代から 40 代で全体の 6 割以上を占めています。



年代	当事者数	割合
10 代	2	4.9%
20 代	8	19.5%
30 代	7	17.1%
40 代	12	29.3%
50 代	7	17.1%
60 代	3	7.3%
70 代以上	2	4.9%
合計	41	

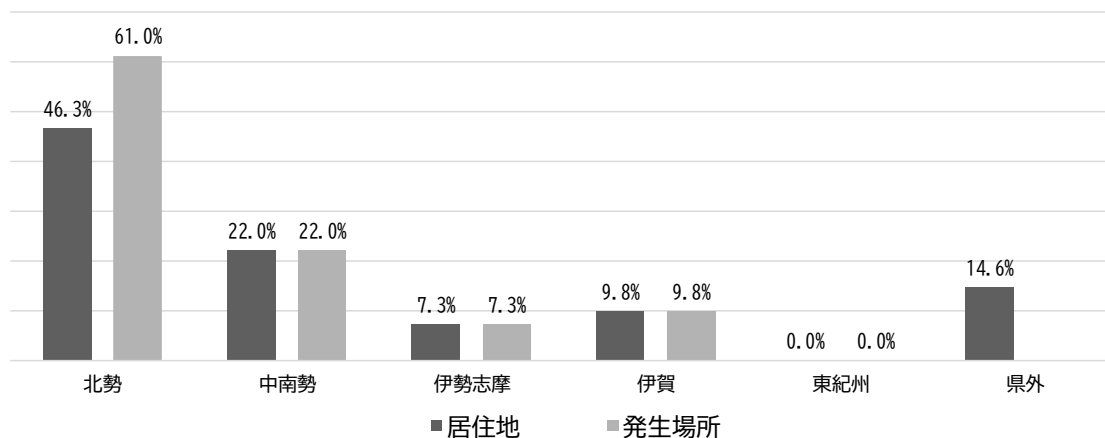
【居住地と発生場所の比較（令和 7 年）】

人身事故当事者の「居住地」と人身事故の「発生場所」を地域別に比較したところ、いずれの割合も北勢地域が最も高くなっています。

また、「居住地」と「発生場所」の割合に大きな差は見られないことから、多くが自宅やその周辺で飲酒した後、飲酒運転による人身事故を起こしていると考えられます。

一方で、県外居住者による事故も、一定数発生しています。

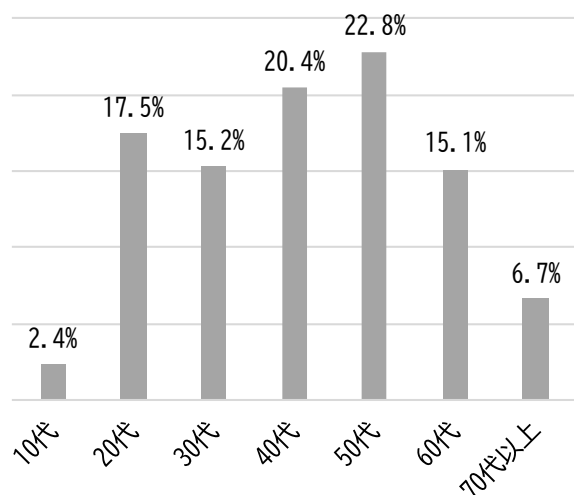
地域	居住地		発生場所	
北勢	19	46.3%	25	61.0%
中南勢	9	22.0%	9	22.0%
伊勢志摩	3	7.3%	3	7.3%
伊賀	4	9.8%	4	9.8%
東紀州	0	0.0%	0	0.0%
県外	6	14.6%		



（２）飲酒運転違反の傾向

【年代の比較（令和７年）】

飲酒運転で検挙された年代は 50 代が最も多く、次いで 40 代、20 代となっており、50 代以下が全体の 7 割以上を占めています。



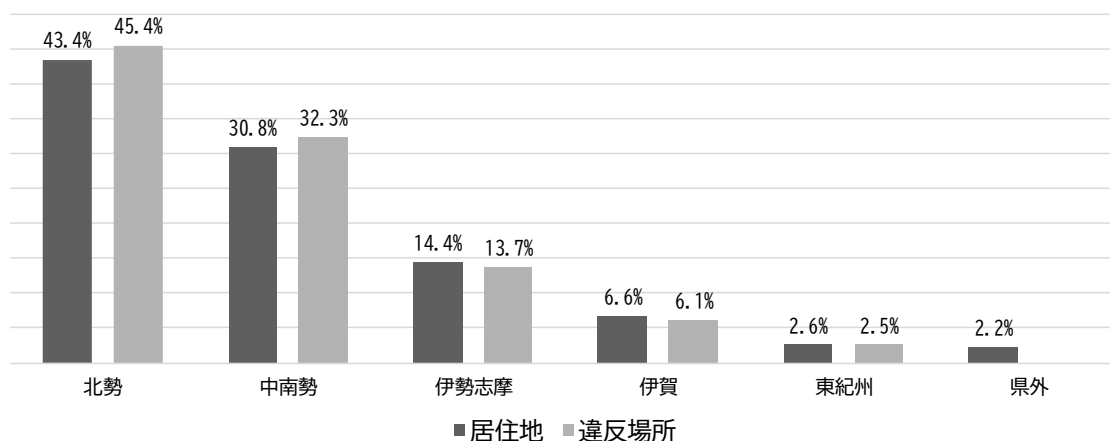
年代	違反者数	割合
10 代	16	2.4%
20 代	118	17.5%
30 代	103	15.2%
40 代	138	20.4%
50 代	154	22.8%
60 代	102	15.1%
70 代以上	45	6.7%
合計	676	

【居住地と違反場所の比較（令和７年）】

飲酒運転違反者の「居住地」と「違反場所」について、それぞれ地域別の割合を比較したところ、居住地・違反場所のいずれも、北勢、中南勢が多くなっています。

また、「居住地」と「違反場所」の間に大差は見られないことから、居住地に近い地域で検挙されていると考えられます。

地域	居住地		違反場所	
北勢	238	43.4%	252	45.4%
中南勢	169	30.8%	179	32.3%
伊勢志摩	79	14.4%	76	13.7%
伊賀	36	6.6%	34	6.1%
東紀州	14	2.6%	14	2.5%
県外	12	2.2%		



※構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても 100%とはならない場合があります。

第3 令和7年度の目標達成状況

県は、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」に基づき策定した、「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）において、県、警察本部、市町、関係機関・団体の連携などにより、県民、事業所、行政が一体となった飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、1つの基本目標と5つの活動目標を設定しています。

基本目標である「飲酒運転による人身事故件数」と活動目標である「ハンドルキーパー推進店等の指定等」は目標を達成できませんでしたが、「企業等における社内教育の実施」「各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率」「飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率(教科又は特別活動等)」および「飲酒運転違反者の受診率」については、目標を達成することができました。

1 基本目標の達成状況と対応

基本目標 飲酒運転による人身事故件数（年間）					
年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
目標値	27件以下	25件以下	23件以下	21件以下	18件以下
実績値	28件	42件	32件	41件	41件
達成状況	0.96	0.60	0.72	0.51	0.44
【設定の考え方】飲酒運転による人身事故が0（ゼロ）になることをめざして、毎年2件以上の減少をめざします。					

（参考）飲酒運転による人身事故件数の推移

（単位：件）

		第1次基本計画			第2次基本計画			
年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
目標値		53	43	38	33	28	23	18
実績値	63	55	44	36	34	42	36	37
達成状況		0.96	0.98	1.00	0.97	0.67	0.64	0.49

飲酒運転による人身事故は、前年と同数の41件となり、目標を達成することはできませんでした。

今後とも、飲酒運転違反の実態をふまえ、県・警察本部・関係団体と連携し、「規範意識の定着」のさらなる徹底のために、場面に応じた広報啓発の重点的实施や、交通安全教育の強化および再発防止対策に取り組むとともに、デジタルサイネージやWEB広告等、様々な媒体による効果的な広報啓発に取り組んでいきます。

また、警察本部においては、飲酒運転による交通事故の分析に基づいた効果的な交通指導取締りに重点的に取り組んでいきます。

2 活動目標の達成状況と対応

活動目標（1）ハンドルキーパー推進店等の指定等					
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
目 標 値	700店(事業所)	700店	700店	700店	700店
実 績 値	979店(事業所)	777 店	917 店	1,309 店	692 店
達 成 状 況	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99
【設定の考え方】広く社会全体でハンドルキーパー運動を浸透させるため、新たなハンドルキーパー推進店等として、年間 700 店以上の指定をめざします。					

令和 7 年度の実績値は 692 店（事業所）となり、僅かながら目標を達成することができませんでした。

ハンドルキーパー推進店等の指定については、三重県小売酒販組合連合会の各地区小売酒販組合が開催する酒類販売管理研修（法定研修）の受講者に対して、くらし・交通安全課が行うほか、飲食店や事業所に対して、（一財）三重県交通安全協会や警察本部が行っています。

今後とも、ハンドルキーパー運動の普及啓発を行うとともに、飲酒運転違反の実態をふまえながら、チラシ等を活用して酒類提供や販売の場面に応じた啓発を重点的に行っていきます。

活動目標（2）企業等における社内教育の実施					
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
目 標 値	1,500回	1,500 回	1,500 回	1,500 回	1,500 回
実 績 値	1,540回	1,831 回	1,575 回	2,308 回	1,727 回
達 成 状 況	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
【設定の考え方】企業等における社内教育について、毎年度 1,500 回以上の実施をめざします。					

安全運転管理者講習等の実施を通して、企業等による飲酒運転防止教育の支援を行い、目標を達成することができました。

今後とも、推進機関による講習や情報提供の実施により、企業等による自主的な飲酒運転防止教育を支援していきます。

活動目標（3）各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率					
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
目 標 値	100%	100%	100%	100%	100%
実 績 値	100%	100%	100%	100%	100%
達 成 状 況	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
【設定の考え方】各種交通安全講習等において、受講者に応じた飲酒運転防止に関する内容を取り入れ、毎年度 100 パーセント実施をめざします。					

各種交通安全講習（運転免許取得時講習・更新時講習・取消処分者講習・停止処分者講習・高齢者講習・安全運転管理者等講習、その他関係機関・団体が行う交通安全講習）においては、飲酒運転防止教育を必ず取り入れて実施することにより、目標を達成することができました。

今後とも、受講対象に応じた飲酒運転防止教育を実施していきます。

活動目標（４）飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科又は特別活動等）					
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
目 標 値	100%	100%	100%	100%	100%
実 績 値	100%	100%	100%	100%	100%
達 成 状 況	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
【設定の考え方】小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育の毎年度 100 パーセント実施をめざします。					

教育委員会は、小学校、中学校、高等学校の地区別生徒指導連絡協議会や各種研修会において、学校における飲酒運転の根絶に関する教育の必要性を周知しました。

保健の学習等において、飲酒運転の根絶に関連する指導を行ったと回答した学校は、小学校、中学校、高等学校において「100%」であり、目標を達成することができました。

今後とも、各学校において、児童・生徒の発達段階に応じた飲酒運転防止教育が継続的に実施され、飲酒運転根絶の規範意識が醸成されるよう働きかけていきます。

活動目標（５）飲酒運転違反者の受診率					
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
目 標 値	46%以上	47%以上	48%以上	49%以上	50%以上
実 績 値	55.4%	59.0%	58.6%	56.6%	63.7%
達 成 状 況	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
【設定の考え方】飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診率、50 パーセント以上をめざします。					

県は公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、受診義務通知・勧告・再勧告を行うことにより、目標を達成することができました。

今後とも、アルコール依存症および多量飲酒者の早期発見、早期受診のため、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者や家族に対する助言指導を行うとともに、受診義務通知・勧告に加えて、再勧告を行い、飲酒運転違反者の受診率がより一層向上するよう取り組んでいきます。

第4 「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づく令和7年度の取組概要と課題

1 基本計画に定める4つの基本方針

基本計画では、条例の柱である「規範意識の定着」と「飲酒運転の再発防止」の観点から4つの基本方針を策定し、飲酒運転根絶への取組を推進することとしています。

条例の柱	第3次基本計画の基本方針
規範意識の定着	<p>○飲酒運転防止のための取組</p> <p>県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という意識の定着のための教育、啓発活動を推進</p> <p>○教育機関等による教育</p> <p>教育機関等における飲酒運転^{ゼロ}をめざす教育および啓発を推進</p>
飲酒運転の再発防止	<p>○飲酒運転の再発防止のための措置</p> <p>飲酒運転をした者等に対し、再発防止のための教育を実施</p> <p>○飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症等の知識の普及および飲酒運転との関係についての啓発を推進 ・飲酒運転違反者に対する受診通知とアルコール依存症に関する情報提供を実施

2 基本方針の取組（成果と課題）

（1）飲酒運転防止のための取組

ア 飲酒運転防止意識の普及徹底

「三重県交通安全県民運動実施要綱」の年間重点目標の一つに「飲酒運転等の根絶」を掲げ、各季の交通安全運動における啓発のほか、企業等による社内での自主的な飲酒運転防止教育の推進や、関係機関・団体による交通安全啓発活動、指導取締り、ハンドルキーパー運動の普及など、さまざまな手段・方法で飲酒運転防止意識の醸成を図りました。

警察本部においては、事故実態に応じた飲酒運転の重点的な指導取締りを行い、事故抑止対策を図りました。

イ 広報啓発活動の推進

県は、広報啓発活動の一環として、関係機関・団体と連携し、「飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日（12月1日）街頭キャンペーン」を実施しました。

この取組では、「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という規範意識の定着と飲酒運転の再発防止を目的として、ドライバーが訪れる商業施設において、スローガン「STOP！飲酒運転 in みえ」を展開し、広報啓発活動を行いました。

また、ラジオやテレビなど各種メディアの活用、啓発用ポスター・チラシの配布、各季の交通安全運動に合わせた広報啓発活動等を行ったほか、飲酒運転をテーマに実写ドラマ仕立てで作成した啓発動画CMをコンビニエンスストアのデジタルサイネージ等で放映し、条例の周知・飲酒運転防止の意識啓発に取り組みました。

《令和7年度の実施状況》

- 飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日（12月1日）街頭キャンペーン
開催日：令和7年12月1日（月）
開催場所：イオンタウン四日市泊店（四日市市）
内 容：飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例の周知と飲酒運転の根絶意識の醸成を図るため、「飲酒運転^{ゼロ}をめざすフェスタ」を開催しました。鈴鹿8耐優勝ライダーの一日交通部長委嘱式や交通安全クイズ、飲酒体験用ゴーグルを使用した飲酒状態の疑似体験による参加・体験型のイベント等を実施し、飲酒運転の危険性を訴えました。
実施者：県、警察本部、（一財）三重県交通安全協会、（公社）三重断酒新生会

ウ 事業者による取組

- （ア）（一社）三重県タクシー協会、（一社）三重県トラック協会、（公社）三重県バス協会では、従業員に対する飲酒運転防止教育の実施、始業点呼時等におけるアルコールチェッカーを使用した飲酒検知の実施等について事業所への指導を徹底しました。
- （イ）（一社）三重県安全運転管理協議会では、飲酒体験用ゴーグル等の各種安全教材の貸出を行い、事業所における飲酒運転根絶意識の向上を図りました。
- （ウ）（公財）三重県生活衛生営業指導センターでは、店舗巡回訪問時に自動車運転代行や公共交通機関の利用、ハンドルキーパー運動の普及に係る呼びかけを行いました。
- （エ）三重県小売酒販組合連合会では、酒類販売店への啓発ポスターの掲示、酒類販売関係者へのチラシ配布のほか、飲酒運転撲滅の広報啓発動画の放映などを通じ啓発活動を行いました。
また、県は、同連合会と連携し、酒類販売管理研修の受講者に対して、事業者による飲酒運転防止の徹底（来店者への声かけ）を呼びかけました。
そのほか、街頭啓発活動を実施し、通勤・通学者に啓発チラシの配布を行いました。
- （オ）（公社）三重断酒新生会では、アルコールフォーラムや研修会等の開催により、アルコール依存症の知識の普及を図ったほか、飲酒運転根絶に向けた街頭啓発活動を実施しました。

[課題]

飲酒運転による人身事故件数は、前年同数と高止まりしており、目標の達成には至らなかったことから、さらなる飲酒運転防止意識の高揚、規範意識の定着を図るため、県・警察本部・関係機関・団体が連携し、飲酒運転違反の実態をふまえながら、より一層の効果的な広報啓発に取り組んでいく必要があります。

また、警察本部においては、飲酒運転による交通事故の分析に基づいた効果的な交通指導取締りを進めていく必要があります。

(2) 教育機関等による教育

ア 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

(ア) 教育委員会では、地区別生徒指導連絡協議会や各種研修会において、条例の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転の根絶をめざす教育の必要性を周知しました。

(イ) 交通安全教育実施機関においては、受講者の年齢に応じた研修等を実施しました。

(ウ) 警察本部や運転免許講習等実施機関により、高齢者講習の受講者に対して飲酒運転防止教育を実施しました。

イ 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

(ア) 運転免許講習等実施機関では、運転免許取得時講習、初心運転者講習等で飲酒運転防止教育を実施しました。

(イ) 警察本部では、県内の大学生等に対して飲酒運転防止教育を実施しました。

[課題]

20代を中心とした若年者の飲酒運転が増加傾向にあることから、飲酒可能年齢に達する若年者に対する飲酒運転防止教育を強化する必要があります。

また、自転車による飲酒運転が後を絶たないことから、自転車利用者に対する教育、広報啓発を推進し、規範意識の醸成を図っていく必要があります。

(3) 飲酒運転の再発防止のための措置

ア 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」では、専門の相談員が、飲酒運転違反者や家族からの相談に対して積極的な情報提供や助言指導を行い、アルコール依存症に関する受診を促しました。

イ 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

警察本部では、運転免許取消処分者講習、運転免許停止処分者講習で飲酒運転の再発防止のための運転者教育を実施しました。

また、講習実施機関の講習指導員に対し研修を行い、講習時の飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

[課題]

飲酒運転違反者の一部には、再犯者がいることから、その防止に向けては、違反者本人が「二度としない」という意志を持つことと、家族や周囲の者による支援の重要性をさらに浸透させていく必要があります。

(4) 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

ア 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務

県では、公安委員会から情報提供を受けた飲酒運転違反者に対して、指定医療機関（33 機関）を案内した書面等添付して、毎月受診義務通知を発出するとともに、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者やその家族等からの相談に対して助言指導を行い、受診促進を図りました。

また、受診義務通知から、報告期限の 60 日を経過しても受診報告がない場合に行う勧告に加え、さらなる受診率の向上を図るため、勧告から 40 日を経過しても受診報告がない場合に、再勧告を行いました。

令和 7 年度においては、受診義務通知（292 件）に対する受診報告数は 111 件、勧告（186 件）に対する受診報告数は 48 件でした。そして、再勧告（136 件）をすることにより、受診報告数がさらに 27 件増えました。

この結果、合計受診率は「63.7%」となりました。

○ 受診義務（勧告・再勧告）通知に対する受診報告件数の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	平成 27 年 7 月 15 日時点	平成 28 年 7 月 15 日時点	平成 29 年 7 月 15 日時点	平成 30 年 7 月 15 日時点	令和元年 7 月 15 日時点	令和 2 年 7 月 15 日時点
通知書送付数 (前年同対比)	542 件	744 件 (+202 件)	473 件 (-271 件)	436 件 (-37 件)	417 件 (-19 件)	395 件 (-22 件)
受診報告数 (受診率)	203 件 (37.5%)	269 件 (36.2%)	150 件 (31.7%)	150 件 (34.4%)	161 件 (38.6%)	136 件 (34.4%)
勧告書送付数 (構成率)	254 件 (46.9%)	362 件 (48.7%)	230 件 (48.6%)	282 件 (64.7%)	250 件 (60.0%)	251 件 (63.5%)
受診報告数 (受診率)	42 件 (16.5%)	56 件 (15.5%)	29 件 (12.6%)	33 件 (11.7%)	34 件 (13.6%)	51 件 (20.3%)
合計報告数 (受診率)	245 件 (45.2%)	325 件 (43.7%)	179 件 (37.8%)	183 件 (42.0%)	195 件 (46.8%)	187 件 (47.3%)
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	令和 3 年 7 月 15 日時点	令和 4 年 7 月 15 日時点	令和 5 年 7 月 15 日時点	令和 6 年 7 月 15 日時点	令和 7 年 7 月 15 日時点	令和 8 年 7 月 15 日時点
通知書送付数 (前年同対比)	381 件 (-14 件)	276 件 (-105 件)	327 件 (+51 件)	302 件 (-25 件)	316 件 (+14 件)	292 件 (-24 件)
受診報告数 (受診率)	151 件 (39.6%)	104 件 (37.7%)	136 件 (41.6%)	119 件 (39.4%)	119 件 (37.7%)	111 件 (38.0%)
勧告書送付数 (構成率)	224 件 (58.8%)	172 件 (62.3%)	193 件 (59.0%)	192 件 (63.6%)	198 件 (62.7%)	186 件 (63.7%)
受診報告数 (受診率)	44 件 (19.6%)	30 件 (17.4%)	32 件 (16.6%)	29 件 (15.1%)	34 件 (17.2%)	48 件 (25.8%)
再勧告書送付数 (構成率)		138 件 (50.0%)	160 件 (48.9%)	158 件 (52.3%)	160 件 (50.6%)	136 件 (46.6%)
受診報告数 (受診率)		19 件 (13.8%)	25 件 (15.6%)	29 件 (18.4%)	26 件 (16.3%)	27 件 (19.9%)
合計報告数 (受診率)	195 件 (51.2%)	153 件 (55.4%)	193 件 (59.0%)	177 件 (58.6%)	179 件 (56.6%)	186 件 (63.7%)

○ 飲酒運転防止相談窓口（平成 26 年 4 月 1 日設置）における相談件数の状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
H26 年度	4	3	6	10	5	8	4	7	13	9	23	19	111
H27 年度	17	19	16	15	18	12	14	13	16	13	15	12	180
H28 年度	9	10	15	8	9	12	9	13	7	11	11	12	126
H29 年度	12	2	10	8	10	6	8	4	8	9	8	6	91
H30 年度	15	11	7	6	10	11	10	6	8	6	5	8	103
R 元年度	6	6	11	11	4	8	7	3	5	10	12	10	93
R 2 年度	5	4	3	7	15	10	14	10	11	8	10	4	101
R 3 年度	10	6	5	12	2	4	5	3	5	5	5	10	72
R 4 年度	3	12	8	4	15	7	7	8	13	8	5	8	98
R 5 年度	11	12	6	10	9	2	8	9	7	11	8	9	102
R 6 年度	2	10	8	7	2	6	9	7	9	7	4	3	74
R 7 年度	16	9	6	6	8	12	4	2	7	11	6	5	92

イ アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

(ア) 県では、アルコール依存症の早期発見のため、専門的な検査を受けられる医療機関を33機関指定しています。

また、アルコール関連問題啓発フォーラムの開催等により、アルコール関連問題について啓発を行いました。

(イ) 警察本部では、運転免許取得・更新時に受理する質問票に基づき、個別聴取を行い、アルコール依存症の把握に努め、申告がある申請者に対して早期治療を促しました。

また、飲酒運転により運転免許停止処分を受けた者に対して、運転免許証返還時に医療機関の受診を促しました。

そのほか、取消処分者講習受講者169人、停止処分者講習（飲酒学級）受講者56人を対象に、アルコール・スクリーニングテストを実施し、問題飲酒行動のある者に対して、医療機関の受診を促しました。

(ウ)（公社）三重断酒新生会では、各地域において県、医療機関と連携しながら、アルコール依存症の正しい知識の普及および飲酒運転防止に関する教育を行いました。

さらに、県内各地に酒害相談員を配置し、電話相談窓口で、「アルコール依存症および飲酒運転」に関する相談に対応しました。

令和7年度中に15回の酒害相談に対応した結果、アルコール依存症からの回復をめざして、7人が三重断酒新生会に入会しました。

〔課題〕

県が令和元年に実施した「指定医療機関で受診した飲酒運転違反者の状況調査」の結果から、アルコール依存症の飲酒運転違反者が7%、アルコール依存症の疑いまたはアルコール乱用の飲酒運転違反者が60%と、受診した飲酒運転違反者の67%にアルコール依存症またはその疑いがあることが分かっていることから、早期受診を促し、治療につなげることでアルコール依存症等からの回復を図ることが飲酒運転の再発防止に効果が高いと考えられます。

そのため、受診通知の発出とともに飲酒運転違反者やその家族等からの相談への対応により、早期受診、早期治療につなげていく必要があります。

また、受診率のさらなる向上に向け、受診義務通知・勧告に加えて、再勧告を実施するとともに、条例の趣旨やアルコール依存症に関する正しい知識の普及、指定医療機関の追加等、受診しやすい環境整備を推進する必要があります。

第5 今後の取組方向（令和8年度以降の取組方向）

令和8年度に新たに策定した「第4次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づき「規範意識の定着」と「飲酒運転の再発防止」の観点から、次のとおり取り組んでいきます。

1 飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及

将来にわたって飲酒運転の根絶をめざすためには、小学校から高等学校、また、飲酒を始める時期でもある大学において、飲酒が身体に及ぼす影響や飲酒運転の悪質性、危険性について正しい知識の習得が行われるよう、引き続き年齢に応じた教育を推進します。

特に、20代の飲酒運転による人身事故が増加傾向にあるため、大学生等をはじめとする若年者に対する教育を強化します。

2 飲酒運転の再発防止のための措置

関係機関と連携し、飲酒運転違反者等に対する再発防止教育やアルコール問題に関する知識の普及のため、条例の周知啓発を推進するとともに、飲酒運転の根絶に必要な情報提供を積極的に行います。

また、講習実施機関に対する指導・監督および講習指導員に対する指導を随時行い、指導力の向上を図るほか、安全運転相談窓口の充実に取り組みます。

3 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

飲酒運転につながるおそれがあるアルコール依存症の早期発見のため、広く県民に対してアルコール依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、家族や事業所などの周囲の者が適切に対応できるよう対応方法や相談窓口の周知に取り組めます。

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者および家族等に対する助言指導により、受診義務の履行を促すほか、保健所等において、アルコール依存症に関する相談を受けた場合には、アルコール専門医療機関と連携して支援を行い、アルコール依存症の早期治療へつなげるとともに、受診勧告後40日を経過しても報告がない飲酒運転違反者への再勧告を行い、受診率のさらなる向上に取り組めます。

また、受診しやすい環境を整えるため、指定医療機関の拡大を図るとともに、医療機関、自助グループ等の関係機関・団体と連携し、アルコール健康障害やアルコール関連問題の知識の普及・啓発と理解の促進を図ります。

さらに、アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月施行）に基づく「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）（令和4年3月施行）」により、アルコール関連問題の解決・予防に向けて警察本部、市町、医療機関、自助グループ等との連携を図り、総合的かつ計画的な取組を進めます。

4 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

推進機関が一体となって「飲酒運転^{ゼロ}をめざす運動」のスローガンである「STOP! 飲酒運転 in みえ」を展開し、飲酒運転防止意識のさらなる浸透と高揚を図るため、各季の交通安全運動における啓発やハンドルキーパー運動の取組に加えて、WEB広告やSNS等、さまざまな媒体を活用したより効果的な広報啓発を行うなど、広報啓発活動を積極的に推進します。

また、研修の機会等を活用し、コンビニエンスストアをはじめとする酒類販売業者に対して、積極的に飲酒運転根絶に関する協力要請の呼びかけを行うほか、多言語による情報発信や公共交通機関等の利用促進等により、県民の飲酒運転根絶に向けた気運のさらなる醸成を図ります。

第6 「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づく令和7年度の具体的な取組状況

(基本計画の体系に基づき記載 大項目5－中項目15－小項目49)

I－1

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(1) 交通安全教育やアルコール依存症と飲酒運転に関する知識の普及	推進機関は、飲酒運転の根絶に向けてさまざまな機会を通して、交通安全教育やアルコール依存症と飲酒運転に関する知識の普及徹底に努めます。	<p>○ 「三重県交通安全県民運動実施要綱」に「飲酒運転等の根絶」を重点目標として定めたほか、酒類販売管理研修やさまざまな機会を通して、条例の周知に係る講話等を実施しました。 【環境生活部】</p> <p>○ 令和7年度中、運転免許更新時における更新時講習受講者204,040人および高齢者講習受講者74,597人に対して、飲酒運転に関する交通安全教育を行い、知識の普及徹底に努めました。 【警察本部】</p> <p>○ 飲酒運転撲滅セミナーを開催しました。 (R7/10/2 三重県総合文化センターフレンテ三重 「飲酒運転撲滅セミナー～飲酒運転ゼロの社会に～」 講師 山口達也氏 参加 104社202名)</p> <p>○ 年間を通じてメディアを活用した飲酒運転撲滅の広報を実施しました。</p> <p>○ 初任運転者特別教育において、運転者としての心構えの中で飲酒運転防止を指導しました。</p> <p>○ 高速安協の街頭活動において飲酒運転撲滅を啓発しました。 【(一社) 三重県トラック協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(2) 飲酒運転根絶キャンペーンの推進	県は、各種交通安全運動等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携し、飲酒運転根絶のためのキャンペーンを推進します。	<p>○ 関係機関・団体と連携し、四季の交通安全運動の機会を通して、ラジオ等のメディアを活用した飲酒運転根絶に向けた啓発活動を展開しました。</p> <p>○ 春の全国交通安全運動で出発式を開催し、関係機関や団体とともに飲酒運転根絶に関する気運を高めました。 【環境生活部】</p> <p>○ 交通安全協会・地域交通安全活動推進委員等の関係機関・団体と連携し、商業施設等において、飲酒運転により失うものの大きさを訴えるなどの広報啓発活動を推進しました。 【警察本部】</p> <p>○ 各季の交通安全運動期間を中心に、スーパーなど商業施設において、来店客に対し啓発チラシや啓発物品の配布を行い、飲酒運転の根絶を呼びかけました。 【(一財) 三重県交通安全協会】</p> <p>○ トラックの日（10月9日）の関連行事として飲酒運転根絶キャンペーンを実施しました。 【(一社) 三重県トラック協会】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(3) 飲酒運転の危険性、飲酒運転事故実態の周知	県は、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等の周知を図ります。	<p>○ ラジオやテレビ、SNS等を活用し、飲酒運転の危険性、飲酒運転事故実態の周知に努めました。 【環境生活部】</p> <p>○ バス、タクシー、トラック運送事業者の特定の行政処分および特定の事故を引き起こした事業者の運行管理者を対象とした講習会を独立行政法人自動車事故対策機構が令和7年度に1回開催し、講習会において、中部管区内における飲酒運転事故の推移や事故事例、対策について講義を行い周知を図りました。 【中部運輸局三重運輸支局】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(4) 交通指導取締り、広報啓発、飲食店に対する指導および交通安全教育の推進	警察は、飲酒運転による交通事故実態等分析に基づいた指導取締りや周辺者の責任追及を徹底します。 また、運転免許更新時講習等を通じた交通安全教育を推進するとともに、県、市町、関係機関・民間団体等と連携した広報啓発活動を推進します。	<p>○ 飲酒運転の検挙状況および交通事故の発生状況の分析に基づいた指導取締りを推進しました。 (令和7年中 飲酒運転検挙数676件、前年比+247件)</p> <p>○ 飲酒運転の周辺者に対して的確な捜査を行い、飲酒運転を助長する者への捜査を推進しました。 (令和7年中 同乗罪19件、車両等提供罪3件、酒類提供罪1件)</p> <p>○ 春の全国交通安全運動で出発式を開催し、関係機関・団体とともに飲酒運転根絶に対する機運を高めました。また、その他の運動期間中では街頭活動、交通安全教育を通じて、飲酒運転の危険性について県民へ周知しました。</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p> <p>○ 各地区交通安全協会主催の交通安全教室において、飲酒運転根絶をテーマにしたDVD上映や飲酒体験ゴーグルによる飲酒状態の模擬体験などを通じて、飲酒運転の危険性を訴え、飲酒運転根絶に向けた参加・体験・実践型の交通安全教育を行いました。</p> <p>○ 各地区交通安全協会女性部員、交通モニター専門員、地域交通安全活動推進委員、高齢者交通安全アドバイザー等、地域で交通安全活動の中核を担っていただく方々に対する研修会や会議の場において、飲酒運転根絶に向けた交通安全教育を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【(一財) 三重県交通安全協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のた めの取組	1 飲酒運転 防止意識 の普及徹底	(5) 情報提供、 ハンドル キーパー 運動やアル コール依 存症の知 識の普及、 相談窓口 の周知	推進機関は、事業者における社員教育、老人会等の地域における啓発・教育について働きかけを行うとともに、必要な情報提供等を行い、取組を支援します。 また、酒類提供事業者に対する啓発やハンドルキーパー運動および、アルコール依存症に関する知識の普及、相談窓口の周知に取り組みます。	<p>○ 三重県小売酒販組合連合会の酒類販売管理研修に参加し、受講者の酒類販売管理者に対して条例の周知と飲酒運転の危険性を訴える講習を実施しました。 また、啓発活動や講習の機会を通じ、相談窓口の周知に努めました。 ※酒類販売管理研修受講者数 606名 【環境生活部】</p> <p>○ 三重県警察ウェブサイトにおいて「三重の交通事故」、「交通安全のために」および「三重の交通統計」を公表し、飲酒運転事故発生状況の周知に努めました。 【警察本部】</p> <p>○ ケーブルテレビやFMラジオ等マスメディアを活用した広報啓発活動のほか、ポスター・チラシの作成・配付、広報紙等への掲載を通じハンドルキーパー運動を推進しました。 【(一財) 三重県交通安全協会】</p> <p>○ 安全運転管理者等法定講習を10会場で52回開催し、8,724人の安全運転管理者等が受講しました。</p> <p>○ 安全運転管理者等選任事業所において、交通安全講習を16回実施し、その従業員等690人が受講しました。 【(一社) 三重県安全運転管理協議会】</p> <p>○ 年末の交通安全運動期を中心にハンドルキーパー運動を周知しました。 【(一社) 三重県トラック協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(6) 公共交通機関の利用促進 ア 公共交通機関、自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及	推進機関は、「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」の気運を高め、公共交通機関や自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及を行い、飲酒運転根絶のための社会環境づくりに努めます。	<p>○ 飲酒運転防止に向け、飲酒時の公共交通機関利用や自動車運転代行業の利用促進のほか、ハンドルキーパー運動の普及に努めました。</p> <p>【(一財) 三重県交通安全協会】</p> <p>○ 飲酒運転防止のため公共交通機関、自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及のため、年間通して実施する各組合への周知と巡回訪問等において、店舗等にチラシの配布を行いました。</p> <p>【(公財) 三重県生活衛生営業指導センター】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(6) 公共交通機関の利用促進 イ 自動車運転代行業の指導育成	県、警察では、自動車運転代行業の指導育成を図り、利用促進に努めます。	<p>○ 自動車運転代行業者に対する立入検査を実施しました。 (令和7年中 立入検査82回実施)</p> <p>【警察本部】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(7) 事業所等における社内教育の推進	推進機関は、事業所等における社内教育が推進されるよう、事業所の自主的な社内教育を支援します。	<p>○ 事業所等における交通安全講習において、飲酒運転の危険性を呼びかけました。</p> <p>【警察本部】</p> <p>○ 安全運転管理者等法定講習を10会場で52回開催し、8,724人の安全運転管理者等が受講しました。</p> <p>○ 安全運転管理者等選任事業所において、交通安全講習を16回実施し、その従業員等690人が受講しました。</p> <p>【(一社) 三重県安全運転管理協議会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のた めの取組	2 広 報 啓 発 活動の推進	(1) 飲 酒 運 転 根絶に係る 広報・啓発	県 民、事 業 者、行政等が 連携して、被 害者の声や違 反者の手記な どを取り入れ た啓発や飲酒 運転による交 通事故等の実 態を踏まえた 広報を実施し て、スローガ ン「STOP! 飲 酒 運 転 in み え」の積極的 な展開を図り ます。	<p>○ スローガンを掲載した四季の交通安全運動実施要綱や、酒類販 売・提供店へのステッカーやチラシの配布による広報啓発を行い ました。</p> <p>【環境生活部】</p> <p>○ 飲酒運転防止を呼びかけるポスターを作成し、県内のコンビニ エンスストアの協力を得てレジ付近に掲示をするなど、県民に対 して飲酒運転根絶の機運を高めました。</p> <p>【警察本部】</p> <p>○ トラック協会支部と連携し、県内各地の道路において、交通安 全街頭活動等で、ミルミル運動を展開し啓発 P R を実施しまし た。</p> <p>【(一社) 三重県トラック協会】</p>
I 飲酒運転 防止のた めの取組	2 広 報 啓 発 活動の推進	(2) 飲 酒 運 転 0 を め ざ す 推 進 運 動 の 日	毎年12月1日 を「飲酒運転 0 をめざす推 進運動の日」 とし、関係団 体が連携した 啓発活動等の キャンペーン 等を実施する ことにより、 県民の飲酒運 転根絶に向けた 気運の醸成を 図ります。	<p>○ 「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日」である12 月1日、イオンタウン四日市泊店において、来店者に対し、飲酒 体験用ゴーグルを用いた飲酒状態の疑似体験等や広報啓発活動を行 い、飲酒運転の危険性や、飲酒運転の根絶を呼びかけました。</p> <p>【環境生活部】</p> <p>【警察本部】</p> <p>【(一財) 三重県交通安全協会】</p> <p>【(公社) 三重断酒新生会】</p> <p>○ 「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日」に、関係 機関とともに飲酒運転を防止する広報啓発活動を実施し、飲酒運 転根絶の機運を高めました。</p> <p>【警察本部】</p> <p>○ 各地区交通安全協会で、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす 推進運動の日」を中心にスーパーなど商業施設において来店客に 対し、啓発チラシや啓発物品の配布を行い、飲酒運転の根絶を呼 びかけたほか、同日、三重県主催の交通安全フェスタに参加しま した。</p> <p>【(一財) 三重県交通安全協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	2 広報啓発活動の推進	(3) 広報媒体を活用した広報啓発活動	推進機関は、県民一人ひとりに対して飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の周知を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用するほか、広報誌、ポスター・チラシ、ホームページ、SNS等による広報啓発を実施します。 また、四季の交通安全運動における取組や、家庭、学校、地域や職場等が一体となったキャンペーンの実施など、効果的な広報啓発を実施します。	<p>○ ラジオ、SNS等を活用し、幅広い世代に対する広報啓発を実施し、条例の周知を図りました。 また、飲酒運転をテーマに啓発動画CMをデジタルサイネージやWEB広告等で放映しました。 【環境生活部】</p> <p>○ 県警ホームページや公式Xを活用し、飲酒運転の危険性等を周知しました。 【警察本部】</p> <p>○ 「みえ交通安全・環境フェスタ」において、関係機関と協力し、飲酒運転防止啓発活動を実施しました。 【中部運輸局三重運輸支局】</p> <p>○ 各種交通安全イベントや交通安全フェアを通じ、飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を推進しました。</p> <p>○ 各季の交通安全運動期間を中心にFM三重レディオキューブラフィック広告、商業施設等の店内アナウンス、各紙新聞広告への掲載など、多様な広報媒体を活用した広報啓発に努めました。</p> <p>○ 協会機関誌「交通安全みえ」に飲酒運転根絶に関する記事を掲載したほか、協会賛助会員等に対し定期的にメール配信を行い、飲酒運転根絶意識の高揚を図りました。</p> <p>○ ハンドルキーパー運動推進に向けた広報啓発チラシ等を作成し、配付・掲示を通じ飲酒運転根絶意識の高揚を図りました。 【(一財) 三重県交通安全協会】</p> <p>○ 機関紙（みえ自家用自動車新聞、毎月約5,500部）等を活用し、会員（自家用自動車ユーザー）等への情報提供を実施しました。 【(一社) 三重県自家用自動車協会】</p> <p>○ 協会のホームページで広報を実施しました。</p> <p>○ 三重県交通安全・環境フェスタにおいて、アルコール検知器の体験を実施しました。</p> <p>○ FM三重飲酒運転撲滅キャンペーンに協賛しました。 【(一社) 三重県トラック協会】</p> <p>○ 三重県生活衛生同業組合連合会理事会等の場を活用して、各組合に対して飲酒運転根絶に向けて周知し、取組への協力を求めました。</p> <p>○ 年間通して実施する巡回訪問等において、店舗等へのチラシの配布を行いました。 【(公財) 三重県生活衛生営業指導センター】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	(1) すべての事業者における取組 業務上の飲酒運転防止	業務上車両を運転する者にアルコールチェッカーや面接による点呼を実施するなど、従業員等が業務上で飲酒運転を行うことを防止するための取組に努めます。	<p>○ 庁用車やレンタカーを使用する際に、アルコール検知器を使用し、飲酒運転防止の徹底を図りました。 【中部運輸局三重運輸支局】</p> <p>○ 就業時にアルコールチェッカーによる飲酒検知を行うとともに、アルコール検知器が適正に作動しているか常に確認し、誤作動等ないように適正に管理するよう指導しました。 【(一財) 三重県交通安全協会】</p> <p>○ 運行前点呼におけるアルコール検知器使用を周知、徹底しました。</p> <p>○ 携帯型アルコール検知器装置の導入助成を実施しました。 【(一社) 三重県トラック協会】</p> <p>○ 点呼時において、運行管理者立ち会いの下、アルコール検知器によるチェックを動画撮影するなど法令に沿った方法による実施を徹底しました。 【(公社) 三重県バス協会】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	(1) すべての事業者における取組 従業員への啓発	飲酒運転根絶ポスター等の掲示、ミーティング時の講話、社内報への掲載等による従業員への啓発の実施に努めます。	<p>○ トラック運送事業所における乗務員の指導教育の徹底を図りました。</p> <p>○ 会員事業所に安全宣言200days事業所を募集し、飲酒運転や事故防止意識の向上を図りました。 【(一社) 三重県トラック協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	(1) すべての事業者における取組 ウ ハンドルキーパー運動推進店への参加	ハンドルキーパー運動推進店への参加による従業員への飲酒運転防止意識の高揚に努めます。	<p>○ ハンドルキーパー運動推進店の指定を行いました。 推進店指定数 606 店（事業所） 【環境生活部】</p> <p>○ 四季の交通安全運動期間中にハンドルキーパー運動推進店・事業所を指定し、飲酒運転根絶の気運を高めました。 （指定（総数）：推奨店1,253店、モデル事業所1,104事業所） 【警察本部】</p> <p>○ ハンドルキーパー運動推進モデル店およびモデル事業所の指定を推進しました。 （令和7年度は86店・事業所を指定）。 【（一財）三重県交通安全協会】</p> <p>○ 広報誌にて、飲酒運転防止とハンドルキーパー運動の推進に係る取組を啓発しました。 【（一社）三重県トラック協会】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	(1) すべての事業者における取組 エ 飲酒運転根絶キャンペーン等への協力	推進機関等が実施する飲酒運転根絶キャンペーン等への協力および従業員等の参加を促すとともに、会報誌等への掲載による条例の周知に努めます。	<p>○ 交通安全教育および広報啓発活動により、飲酒運転の危険性等を呼びかけました。 【警察本部】</p> <p>○ バス、タクシー、トラック運送事業者への立入検査を定期的に実施し、アルコール検知器の設置状況・適切に稼働しているかどうかの確認、点呼が適切に行われているか等の確認を行うとともに飲酒運転防止の徹底を指導した。 機会を捉え、運送事業関係団体を通じ、事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について、周知徹底を行いました。 【中部運輸局三重運輸支局】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者に よる取組	(2) 飲酒運転 防止のた めの安全 運転管理 の推進 ア 飲酒運 転防止意 識の向上	安全運転管理 者等の選任事 業所の使用者 および管理者 等は、飲酒運 転に関する知 識等の浸透を 図り、飲酒運 転防止意識の 向上に努めま す。	<p>○ 安全運転管理者による運転前後におけるアルコール検知器を使用したアルコールチェックの義務化の周知を推進しました。 【警察本部】</p> <p>○ 4半期毎に関係団体が開催する事故防止委員会へ参加し、事業者の安全運転意識の徹底および事故防止の安全啓発、安全第一の推進、飲酒運転、過労運転の撲滅等について支局職員が講義を行い安全運転管理の推進に取り組みました。また、事業者の経営者、運行管理者およびドライバーに対して安全意識向上の徹底等事業者の社員教育の啓蒙を関係団体とともに努めました。 【中部運輸局三重運輸支局】</p> <p>○ 安全運転管理者等法定講習を10会場で52回開催し、8,724人の安全運転管理者等が受講しました。</p> <p>○ 安全運転管理者等選任事業所において、交通安全講習を16回実施し、その従業員等690人が受講しました。</p> <p>○ 機関紙「みえANKAN」毎月発行し、事業所における交通安全啓発の情報を発信しました。 (購読事業所数約7,200事業所) 【(一社) 三重県安全運転管理協議会】</p> <p>○ 飲酒運転をしないように、点呼時にアルコールチェッカーによる飲酒検知を行い、飲酒の反応が出た場合は運転させないよう春・夏・秋および年末年始の交通安全運動実施期間および輸送等の安全総点検実施期間に、各会員に周知、指導を実施しました。また、同じく、アルコール検知器が適正に作動しているか常に確認し、誤作動等が無いように適正に管理するよう周知、指導しました。 【(一社) 三重県タクシー協会】</p> <p>○ 運行管理者への指導を研修会等を通じて徹底しました。 【(一社) 三重県トラック協会】</p> <p>○ 4半期毎に事故防止委員会を開催し、事業者の安全運転意識の徹底および事故防止の安全啓発、安全第一の推進、飲酒運転、過労運転の撲滅等講師を交えて安全運転管理の推進に取り組みます。また、事業者の経営者、運行管理者およびドライバーに対して安全意識向上の徹底等事業者の社員教育の啓蒙に努めました。 【(公社) 三重県バス協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者に よる取組	(2) 飲酒運転 防止のた めの安全 運転管理 の推進 イ 飲酒運転 の再発防止	従業員等からの申告等により飲酒運転による事故の発生を認知した事業所は、運転管理、運行管理の指導を徹底し、再発防止に努めます。	<p>○ 三重県バス協会事故防止委員会において、県、県警、運輸局の講師により、飲酒運転根絶に向けた安全運転管理について講義し、飲酒運転防止をはじめとした安全意識を浸透させるための教育を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部】 【警察本部】 【中部運輸局三重運輸支局】</p> <p>○ 飲酒運転等悪質な法令違反を引き起こした運送事業者に対して重点的に監査を実施し、安全規則が守られていない場合には、厳格な行政処分を実施することにより違法運行の排除に努めました。</p> <p style="text-align: right;">【中部運輸局三重運輸支局】</p> <p>○ 安全運転管理者等法定講習を10会場で52回開催し、8,724人の安全運転管理者等が受講しました。</p> <p>○ 安全運転管理者等選任事業所において、交通安全講習を16回実施し、その従業員等690人が受講しました。</p> <p style="text-align: right;">【(一社) 三重県安全運転管理協議会】</p> <p>○ 飲酒運転をしないように、点呼時にアルコールチェッカーによる飲酒検知を行い、飲酒の反応が出た場合は運転させないよう春・夏・秋および年末年始の交通安全運動実施期間および輸送等の安全総点検実施期間に、各会員に周知、指導を実施しました。また、同じく、アルコール検知器が適正に作動しているか常に確認し、誤作動等が無いように適正に管理するよう周知、指導しました。</p> <p style="text-align: right;">【(一社) 三重県タクシー協会】</p> <p>○ 運行前点呼時のアルコール検知器使用を周知、徹底しました。</p> <p>○ 飲酒運転の皆無をめざすが、万一発生時は、再発防止の指導を徹底するよう努めました。</p> <p style="text-align: right;">【(一社) 三重県トラック協会】</p> <p>○ 各事業者において、乗務員（事業用ドライバー）はもとより他の従業員に対しても、日常の飲酒運転および過労運転防止をはじめとした安全運転意識の向上のための社員教育を実施しました。運行管理者は事故の再発防止や安全運転意識の徹底を図り、事業用自動車の運行の安全確保に努めました。</p> <p style="text-align: right;">【(公社) 三重県バス協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	(2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進 交通安全機材の展示、貸出	三重県安全運転管理協議会は、安全運転管理者等講習会において交通安全機材等を展示するとともに、その貸し出しを行い、飲酒運転防止に向け交通安全機材の使用について事業者の関心を高めます。	<p>○ 安全運転管理者等選任事業所9事業所に対し、飲酒体験ゴーグルを13セット貸し出ししました。 【(一社) 三重県安全運転管理協議会】</p> <p>○ 会員へDVDを貸し出し、飲酒運転防止視聴教材を使用し周知徹底を図りました。 【(一社) 三重県トラック協会】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	(2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進 アルコール検知器の使用の徹底	自動車運送事業者では、点呼等におけるアルコール検知器の使用の徹底を図ります。	<p>○ アルコール検知機の適正な管理、使用について、日常の点呼で活用方法を周知しました。</p> <p>○ 適正化事業、事業者巡回訪問時に正しい活用を確認するとともに指導を行いました。 【(一社) 三重県トラック協会】</p> <p>○ 点呼時のアルコール検知器によるチェックを動画撮影するなど法令に沿った方法による実施を徹底しました。 【(公社) 三重県バス協会】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	(3) 飲食店営業者における取組 飲酒運転根絶のポスター等の掲示等	飲酒運転根絶のポスター等の掲示、車両の運転者には酒類を提供しない旨の掲出、メニュー等への啓発文等の掲載に努めます。	<p>○ 店舗等での啓発用チラシの掲示を依頼しました。 【(公財) 三重県生活衛生営業指導センター】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	(3) 飲食店営業者における取組 来店者への声かけ等の実施	来店者への積極的な声かけ、運転代行業者の案内、ハンドルキーパー運動の普及に努めます。	○ 各生活衛生同業組合を通して、来店者への呼びかけをお願いしました。 【(公財) 三重県生活衛生営業指導センター】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	(3) 飲食店営業者における取組 ウ 飲酒運転根絶気運醸成	飲食店営業者の組合等は、組合員等に対してハンドルキーパー運動への参加を促すとともに、会報誌への掲載などを実施し、条例の周知に努め、飲酒運転根絶の気運の醸成に努めます。	○ 三重県生活衛生同業組合連合会の理事会・各種会合等において飲酒運転根絶に向けた取組の周知を行いました。 【(公財) 三重県生活衛生営業指導センター】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	(4) 酒類販売業者における取組 ア 飲酒運転根絶のポスター等の掲示等	酒類販売業者を対象とする研修時に県が配布するポスター等を、販売場内の来店者によく見える場所へ掲示し、飲酒運転根絶に努めます。	○ 交通安全キャンペーン期間中等に店舗等への啓発用ポスター掲示の依頼や酒販会館玄関および研修会場（酒販会館会議室内）に大型ポスターを掲示して啓発を行いました。酒類販売関係者（酒類販売管理研修受講者）へのチラシを配布するとともに、県が作成した飲酒運転撲滅のPR動画を放映して啓発しました。 【三重県小売酒販組合連合会】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	(4) 酒類販売業者における取組 イ 来店者への声かけ等の実施	車両利用の酒類購入者が飲酒運転をするおそれがあるときは、来店者に声かけをするなど、飲酒運転を防止するための取組に努めます。	○ 交通安全キャンペーン期間中等に店舗等への啓発用ポスター掲示の依頼や酒販会館玄関および研修会場（酒販会館会議室内）に大型ポスターを掲示して啓発を行いました。来訪する酒類販売組合員関係者および酒類販売管理研修受講者にチラシを配布するなどして啓発活動を行いました。 【三重県小売酒販組合連合会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者に よる取組	(4) 酒類販売 業者にお ける取組 ウ 飲酒運 転根絶を 訴える街 頭啓発活 動の実施	県民に対し飲 酒運転根絶を 訴える街頭啓 発等の実施に 努めます。	<p>○ 飲酒運転撲滅（根絶）キャンペーンの啓発活動を11月1日に津駅で実施しました。参加人員12名が500組のビラ、ティッシュを配布しました。</p> <p>【(公社) 三重断酒新生会】</p> <p>○ 4月9日に津駅前において、「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅街頭キャンペーン」を実施しました。組合関係者をはじめ国税、県・県警関係者総勢54名が参加し、啓発チラシ2,500枚を通勤、通学者に配布しました。</p> <p>【三重県小売酒販組合連合会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
Ⅱ 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(1) 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関における教育 ア 学校教育活動全体を通じた指導	学習指導要領に基づき、教科、道徳、特別活動等の学校教育活動全体を通して、発達段階に応じた交通安全教育を実施し、児童生徒に、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性、危険性等について理解させるとともに、生命の大切さや思いやりの心、さらには、規範意識の醸成に努めます。	<p>○ 保健の学習等において、「飲酒運転の根絶」に関連する指導を行ったと回答した学校の割合は、小、中、高（全日制）で100%でした。 （令和7年度学校体育実態調査）</p> <p>○ 教職員への啓発 〈小学校教員〉 各小学校の教員が集まる研修会で、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。 ・元気アップ研修会 8回（353人）</p> <p>〈中学校保健体育科教員〉 保健体育担当者が集まる研修会で、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。 ・体育・保健体育指導力向上研修 3回（139人）</p> <p>〈高等学校保健体育科教員〉 学校訪問や保健体育担当者が集まる研修会で、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。 ・学校訪問 3校 ・体育・保健体育指導力向上研修 3回（54人）</p> <p>〈小学校体育担当教員・中学校保健体育科教員（各学校）、高等学校体育科教員（一部の学校）〉 体育担当教員・保健体育科教員が集まる研修会で、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。 ・元気アップブロック別協議会 3回（472人）</p> <p>○ 県立学校に対して、地区別生徒指導連絡協議会において、自転車安全利用五則（飲酒運転の禁止）について触れ、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。 【教育委員会事務局】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
Ⅱ 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(1) 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関における教育 イ 家庭・地域・関係機関との連携	子どもが飲酒運転の怖さや飲酒運転による交通事故の悲惨さなどを学校で学ぶだけでなく、家庭で保護者に話したり、一緒になって考えたりする機会が持てるよう、学校は、保護者懇談会や学校だより等を通じて保護者等に対し、周知・啓発に努めます。 また、飲酒運転根絶に向けた教育を充実するため、交通安全教室等において、飲酒運転の危険性について理解を深めるなど、飲酒運転根絶に向けた取組の充実に努めます。	○ 公立小中学校等および県立学校に対して、「長期休業中における児童・生徒の指導について（通知）」を通じ、飲酒運転根絶に向けた児童・生徒への指導を推進しました。 ○ 公立小中学校等および県立学校において、交通安全教室を行い、飲酒運転根絶に関する指導を行いました。 【教育委員会事務局】
Ⅱ 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(2) 生涯学習としての交通安全教育 ア 三重県交通安全研修センター等の活用	県は、三重県交通安全研修センター等を活用し、幼児から高齢者に至る幅広い県民に対して、心身の発達段階に応じた体系的な交通安全教育を実施する中で、対象者の特性に応じた飲酒運転防止教育を実施します。	○ 三重県交通安全研修センターにおいて、研修受講者の年齢に応じた飲酒運転防止に関する研修を実施しました。 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
Ⅱ 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(2) 生涯学習としての交通安全教育 イ 段階的、体系的な教育の実施	交通安全教育や飲酒運転防止教育は、交通社会の一員としての責任と自覚、交通安全意識および交通マナーの向上に不可欠であり、生涯学習として成長過程にあわせて段階的、体系的に実施します。	<p>○ 交通安全イベントや交通安全教育の場において、飲酒疑似体験ゴーグル等を活用した参加・体験型の交通安全教育を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p> <p>○ 地域の交通安全教育センターとして、県内の20教習所において、飲酒運転等に関する講習会を629回、5,788人に対して実施しました。</p> <p style="text-align: right;">【(一社) 三重県指定自動車教習所協会】</p>
Ⅱ 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(3) 高齢者に対する教育の推進	高齢者の交通安全教育を関係機関・団体等と連携して実施する中で、あわせて飲酒運転根絶に関する教育を、交通安全教室、社会活動および福祉活動や訪問指導の機会を通じて推進し、飲酒運転禁止の遵法意識の普及を図ります。	<p>○ 高齢者宅訪問を行い、飲酒運転の危険性を説明するとともに、飲酒運転防止を呼びかけました。</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p> <p style="text-align: right;">【(一財) 三重県交通安全協会】</p> <p>○ 令和7年度中、高齢者講習受講者74,608人（更新時：74,597人、臨時：11人）に対して、飲酒運転防止教育を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p> <p>○ 県内20教習所において、免許更新時および臨時高齢者講習受講者73,762人（令和7年中）に対し、飲酒運転防止教育を含む高齢者講習を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">【(一社) 三重県指定自動車教習所協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
Ⅱ 教育機関 等による 教育	2 運転免許 を取得す る若年者 に対する 飲酒運転 防止教育 の推進	(1) 指定自動 車教習所 における 飲酒運転 防止教育 の推進	公安委員会の 指定する自動 車教習所は、 免許取得時は もちろんのこと、 免許取得 後の運転者に 対しても、飲 酒運転防止教 育を含めた運 転者教育に努 めます。	○ 県内20教習所において、各運転免許の教習課程を卒業した 21,915人に対し、カリキュラムに基づき、飲酒運転防止の教育 を行い、優良な初心運転者の育成に努めました。 【(一社) 三重県指定自動車教習所協会】
Ⅱ 教育機関 等による 教育	2 運転免許 を取得す る若年者 に対する 飲酒運転 防止教育 の推進	(2) 安全運転 管理者講 習を通じ た若年運 転者にも 十分理解 できる交 通安全教 育の推進	事業所は、アル コールが運 転操作に与え る影響や重大 な結果をもたら す飲酒運転の 危険性、特に 飲酒運転に起 因する交通事 故の悲惨さにつ いて、若年運 転者が理解を 深めることが できる飲酒運 転防止教育の 推進に努め ます。	○ 安全運転管理者等法定講習を10会場で52回開催し、8,724人 の安全運転管理者等が受講しました。 ○ 安全運転管理者等選任事業所において、交通安全講習を16回 実施し、その従業員等690人が受講しました。 【(一社) 三重県安全運転管理協議会】
Ⅱ 教育機関 等による 教育	2 運転免許 を取得す る若年者 に対する 飲酒運転 防止教育 の推進	(3) 大学、専門 学校にお ける飲酒 運転防止 教育の実 施 飲酒を始 める時期 の若者 (大学生 等)に対 する啓発 活動の実 施	県は、法的に 飲酒可能年 齢に達した大 学、専門学 校生徒に対 し、アルコ ール依存症 等の知識の 普及および 飲酒運転と の関係性につ いて啓発活 動を行います。	○ 大学食堂内のデジタルサイネージを活用して、飲酒運転根絶 に関する啓発動画による啓発を実施しました。 【環境生活部】 ○ 県内の大学、専門学校生徒に対し、交通安全教育や広報啓発 活動を通じて飲酒運転の危険性を周知しました。 【警察本部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
Ⅲ 飲酒運転 の再発防 止のため の措置	1 飲酒運転 の再発防 止に関す る普及啓 発活動	(1) 効果的な 広報啓発 活動の推進	県は、警察、市町、関係機関、民間団体と連携して、飲酒運転違反者等に対する再発防止教育やアルコール問題に関する知識の普及のため条例の周知啓発を推進します。	○ 「三重県飲酒運転０（ゼロ）をめざす条例」の柱である「規範意識の定着」および「飲酒運転の再発防止」について周知を図るため、ラジオスポットCM放送等で広報したほか、県内コンビニのデジタルサイネージを活用して、飲酒運転根絶に関する啓発動画による啓発を実施しました。 【環境生活部】
Ⅲ 飲酒運転 の再発防 止のため の措置	1 飲酒運転 の再発防 止に関す る普及啓 発活動	(2) 相談窓口 設置によ る相談体 制の整備	県は、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置し、飲酒運転を行うおそれのある者や家族等からの相談体制を整備するとともに、事業者、関係団体等からの要請に応じてアルコール問題の普及啓発活動を実施するほか、飲酒運転の根絶に必要な情報提供を積極的に行います。	○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」の専門相談員が飲酒運転違反者や家族等からのアルコール依存症に関する受診義務にかかる相談、要望等に対して、積極的な情報提供等を行い、受診の促進に努めました。 ※ 相談件数 92 件 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
Ⅲ 飲酒運転 の再発防 止のため の措置	2 飲酒運転 の再発防 止のため の運転者 教育の推進	(1) 効果的な再 教育と講習 実施機関に 対する指導 ・監督	警察は、飲酒運転違反者に飲酒運転の危険性を認識させるための効果的な再教育を行うとともに、講習実施機関に対する指導および監督を行い、また講習指導員に対する研修会を随時開催するなど、講習指導員の指導能力の向上を図ります。	○ 令和7年度中、飲酒運転違反者を対象とした飲酒取消処分者講習受講者169人および停止処分者講習（飲酒学級）受講者56人に対して、飲酒運転防止教育を実施しました。 ○ 令和7年度中、講習実施機関の教習指導員等を対象とする講習を3回実施して、指導力の向上を図りました。 【警察本部】
Ⅲ 飲酒運転 の再発防 止のため の措置	2 飲酒運転 の再発防 止のため の運転者 教育の推進	(2) 運転適性 相談窓口 の充実	警察は、運転者からの様々な相談に適切に対応するため、相談体制の整備や担当職員に対して専門的知識、および適切な対応要領等に関する指導教養を行います。	○ 安全運転相談の担当職員を対象とした研修会を開催し、適切な対応要領等に関する指導教養を行い、安全運転相談の充実に努めました。 【警察本部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	(1) 飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診通知	県は、公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を記載した書面を添付して、受診の通知をするとともに、受診した旨の報告を求めます。 受診の通知にあたっては、あわせて飲酒運転とアルコール依存症の関係、多量飲酒習慣とアルコール依存症の関係についての情報提供を行います。	○ アルコール依存症に関する受診通知をする際、指定医療機関、アルコール依存症、多量飲酒、各相談窓口の情報を提供し、アルコール依存症等に関する正しい知識の周知と受診の向上に努めました。 【環境生活部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	(2) 受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対する受診の勧告	受診の書面を送付したのち、60日を経過しても、受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対して、再度、受診するとともに、さらに勧告の書面を送付したのち40日を経過しても受診した旨の報告がない飲酒運転違反者には再勧告を実施します。 また、指定医療機関における受診しやすい環境整備等に努めます。	○ 受診通知の報告期限までに報告がない飲酒運転違反者に対して勧告を実施しました。 また、勧告後受診報告がない飲酒運転違反者に再勧告を行いました。 ・ 受診通知件数 292件 （うち報告数 111件 受診率 38.0%） ・ 勧告件数 186件 （うち報告数 48件 受診率 25.8%） ・ 再勧告件数 136件 （うち報告数 27件 受診率 19.9%） ・ 合計報告件数 186件 受診率 63.7% （令和8年7月15日現在） 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(1) 県の取組 アルコール依存症に関する正しい知識の普及等	アルコール依存症の早期発見のため、アルコール依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、家族、事業者など周囲の方からの相談に対しても、適切な対応方法についての周知に努めます。	<p>○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」に寄せられた飲酒運転違反者や家族等からの相談に対し、アルコール依存症の正しい知識の普及に努めるとともに、医療機関や他の相談窓口等の教示に努めました。</p> <p>【環境生活部】</p> <p>○ 三重県医師会館において、三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例にかかる指定医療機関研修を開催しました。 (令和8年2月1日開催、受講者数22名)</p> <p>【医療保健部】</p>
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(1) 県の取組 「三重県アルコール健康障害対策推進基本計画」の策定と問題解決と予防に対する各機関の連携等	アルコール健康障害対策基本法に基づく「三重県アルコール健康障害対策推進計画」により、アルコール関連問題が円滑に解決・予防できるよう、事業者、医療機関、行政機関等の連携を図り、総合的かつ計画的な取組を進めます。	<p>○ 三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）の取組状況について、三重県アルコール健康障害対策推進部会において報告し、協議を行いました。 (令和8年2月25日開催)</p> <p>○ アルコール関連問題の啓発について、三重断酒新生会に委託し、アルコール関連問題啓発フォーラムを開催し、医療関係者からの講演、関係者間の意見交換や体験発表などを行いました。 (令和7年11月2日開催 参加者51名)</p> <p>○ 県で作成したリーフレットを一般県民に配布し（公共施設や商業施設などにおける配架）、アルコール関連問題に関する正しい知識を啓発しました。</p> <p>○ アルコール関連問題啓発週間（11月10日から16日まで）には、啓発ポスターを専門医療機関や相談拠点などで掲示したり、県のホームページやXにアルコール関連問題について掲載し、啓発を行いました。</p> <p>【医療保健部】</p> <p>○ 令和7年度内に県下の4地域（津市藤方、伊勢市、熊野市、名張市）で、5月、10月、11月、1月、3月に大会を5回開催しました。内容は、アルコール専門病院の医師、職員による講演および断酒会の会員・家族の体験談の発表です。参加人員は、5大会の平均で67名となりました。</p> <p>○ 四日市市楠福祉会館で、3月1日（日）に第5回一日研修会を開催しました。内容は全国から89名のアルコール依存症の本人と家族および数名の医療関係者が参加しそれぞれが体験発表を行いました。</p> <p>○ 令和7年度に6回（4/15、4/22、7/2、11/5、12/3、1/27）、三重刑務所が実施した「アルコールに関する教育」に講師を派遣し、アルコール依存症者の回復に努めました。</p> <p>【(公社) 三重断酒新生会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(1) 県の取組 保健所におけるアルコール依存症に関する正しい知識の普及等	保健所等において、アルコール依存症者とその疑いのある者や家族、事業者など周囲の者からの相談を受け、アルコール専門医療機関へつなげるなどの支援を行います。また、治療の継続を促進するために自助グループ活動等への支援を行います。	○ 保健所やこころの健康センターにおいて、アルコール関連問題に関する相談を実施しました。 (来所 延べ13人、訪問 延べ48人、電話 延べ340人) 【医療保健部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(2) 本人・家族の取組	県が設置する「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を活用し、必要に応じて保健所、三重県こころの健康センター等の相談機関、アルコール専門医療機関等の利用に努め、飲酒運転違反者が県から受診通知を受け取ったことをその家族が知った場合は、飲酒運転違反者本人に対して必ず指定医療機関での受診を促すほか、上記相談窓口へ相談等するように努めます。	○ 「飲酒運転とアルコール関連相談窓口」について、県ウェブページへ掲載し、飲酒運転をするおそれのある者および家族等が相談しやすいように広報を行いました。 また、飲酒運転違反者等からの相談に対し、必要に応じ関係機関・団体の相談窓口等の教示に努めました。 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(3) 事業者の取組	従業員の飲酒行動の変化や健康診断などからアルコール依存症および多量飲酒等の早期発見に努めるとともに、アルコール依存症および多量飲酒等が発見された場合には、産業医、衛生管理者等による保健指導の実施や適切な県の相談機関、医療機関につなげるよう努めます。	○ 職員の健康診断や保健指導等を行いました。 【環境生活部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(4) 警察の取組 運転免許関係手続きにおける受診の促進	運転免許証の取得・更新時や飲酒運転違反者が運転免許証返還時に、アルコール依存症であることを申告した場合には、早期治療を促すとともに、受診義務対象者には受診を促します。 また、運転免許証の取得時等における質問票や運転適性相談等によりアルコール中毒の疑いがある者を認めた場合には、臨時適性検査又は診断書の提出により、免許取得の可否を判断します。	○ 令和7年度中、飲酒運転に係る運転免許の停止処分を75人に対して執行しました。また、停止処分の期間を終えた者に対し、免許証返還時に医療機関の受診を促しました。 ○ 安全運転相談の担当職員を対象とした研修会を開催し、適切な対応要領等に関する指導教養を行い、安全運転相談の充実に努めました。 【警察本部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(4) 警察の取組 交通安全講習等における相談、受診の促進	取消処分者講習、停止処分者講習時において、スクリーニング・テスト（オーディット）を実施し、受講者自らの飲酒習慣を自覚させるほか、問題飲酒行動のある者に対する、速やかな受診につなげます。	○ 令和7年度中、飲酒取消処分者講習受講者169人、停止処分者講習（飲酒学級）受講者56人を対象に、アルコール・スクリーニングテストを実施し、問題飲酒行動のある者に対して、医療機関の受診を促しました。 【警察本部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(5) 医療機関の役割 アルコール依存症の治療にあたる医療機関の連携	アルコール依存症者は、うつ、幻覚等の精神症状や肝機能障害、高血圧、糖尿病等の健康障害を引き起こす場合があるので、アルコール依存症の治療にあたっては、一般科医療機関、精神科医療機関およびアルコール専門医療機関において相互に連携するよう努めます。	○ 各保健所において、地域精神保健福祉連携会議を開催し、地域における諸課題について協議しました。 （連携会議合計27回開催） ○ 治療拠点機関による他の医療機関を対象とした多機関多職種での研修を開催しました。 【医療保健部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(5) 医療機関の役割 アルコール関連問題等の正しい知識の普及	受診の結果、アルコール依存症でなかった者についても、多量飲酒習慣などの「危険な飲酒」行動のある者について、医師は診療マニュアル等を活用して節酒や適正飲酒、アルコール関連問題についての正しい知識が得られるよう働きかけを行います。	○ 飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例にかかる指定医療機関研修の新規受講者に診療マニュアルを配布し、知識の普及に努めました。 【医療保健部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(6) 自助グループの取組	自助グループは、断酒継続のために、酒害についての理解の促進や、本人や家族と共に支え合い、医療機関やその他支援機関が担えない部分を補完するとともに、回復や希望をもたらすように努めます。	○ 県内6地域に11名の酒害相談員を配し、電話および例会場での相談に応じました。 （相談件数15件／年、入会者7名） ○ 9月13日（土）に津市（断酒の家）でアルコール勉強会を開催しました。内容は、アルコール専門病院の医師が講演を行い、三重断酒新生会の会員・家族が体験発表を行いました。 （参加人員61名） ○ 11月2日に三重県人権センターで、三重県からの委託により「アルコールフォーラム」を開催しました。内容は、アルコール専門病院の職員による講演および断酒会の会員の体験談の発表を実施しました。 （参加人員51名＋オンライン参加1団体） 【（公社）三重断酒新生会】

V-1、V-2、V-3

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
V 総合的かつ 計画的に施 策を推進す るためのし くみづくり	1 県内各関係 機関・民間 団体等によ る県民総ご るみの運動 の推進		県は、関係機 関、民間団体 と協力して、 飲酒運転根絶 のための施策 を総合的かつ 計画的に推進 します。	<p>○ 「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日」である12月1日、イオンタウン四日市泊店において、来店者に対し、飲酒体験用ゴーグルを用いた飲酒状態の疑似体験や広報啓発活動等を行い、飲酒運転の危険性や、飲酒運転の根絶を呼びかけました。</p> <p>【環境生活部】 【警察本部】 【（一財）三重県交通安全協会】 【（公社）三重断酒新生会】</p> <p>○ 各地区交通安全協会で「飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日」を中心にスーパーなど商業施設において来店者に対し、チラシ等啓発物品の配布を行い、飲酒運転の根絶を呼びかけました。また、三重県主催の「飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日」のフェスタに参加しました。</p> <p>【（一財）三重県交通安全協会】</p>
V 総合的かつ 計画的に施 策を推進す るためのし くみづくり	2 相 談 体 制 の 確 立		県は、「飲酒運 転とアルコール 問題相談窓口 」において、 飲酒運転を した者、飲 酒運転を行う おそれのある 者や、その家 族等からの相 談に応じ、他 の機関と連携 を図りながら 、受診等につ なげるよう努 めます。	<p>○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者やその家族等からの相談に対応しました。</p> <p>また、関係機関等と連携し、相談内容に応じた相談窓口の告示にも努めました。</p> <p>※ 相談件数 92件</p> <p>【環境生活部】</p>
V 総合的かつ 計画的に施 策を推進す るためのし くみづくり	3 情 報 提 供		県は、飲酒運 転の再発防止 のための各種 情報を企業等 における社内 教育の場に提 供します。	<p>○ 関係機関・団体が開催する各種会議や、啓発活動の場において、資料等を配布して幅広い情報提供を行いました。</p> <p>【環境生活部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
V 総合的かつ 計画的に施 策を推進す るためのし くみづくり	4 三重県飲酒 運転 ^{ゼロ} をめ ざす推進運 動の日に合 わせた取組		県は、毎年12月1日の飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日に合わせ、飲酒運転根絶についての理解と関心を深めるための行事を実施します。	<p>○ 「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日」である12月1日、イオンタウン四日市泊店において、来店者に対し、飲酒体験用ゴーグルを用いた飲酒状態の疑似体験や広報啓発活動等を行い、飲酒運転の危険性や、飲酒運転の根絶を呼びかけました。</p> <p>【環境生活部】 【警察本部】 【（一財）三重県交通安全協会】 【（公社）三重断酒新生会】</p> <p>○ 各地区交通安全協会で「飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日」を中心にスーパーなど商業施設において来店者に対し、チラシ等啓発物品の配布を行い、飲酒運転の根絶を呼びかけました。また、三重県主催の「飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日」のフェスタに参加しました。</p> <p>【（一財）三重県交通安全協会】</p>
V 総合的かつ 計画的に施 策を推進す るためのし くみづくり	5 表彰		県は、飲酒運転根絶の取組に関して、従業員教育の推進や、ハンドルキーパー運動への参加などの施策を積極的に推進するなど、顕著な功績のあった個人、団体、事業所、店舗等に対し表彰等を行います。	<p>○ 令和7年度「飲酒運転根絶に関する功労者表彰」は、表彰に相当する功績が認められる個人・団体がなかったことから、表彰はありませんでした</p> <p>【環境生活部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和7年度中の主な取組状況
V 総合的かつ 計画的に施 策を推進す るためのし くみづくり	6 実 施 状 況 の 報 告 と 公 表		この計画に基 づく実施計画 と施策をとり まとめ、その 実施状況につ いて、毎年1 回、「飲酒運転 ゼロ 0をめざす年 次報告」を作 成し、県議会 に報告すると ともに、三重 県公式ホーム ページで公表 します。	○ 第3次基本計画に基づく実施計画と施策をまとめ、「令和7 年度飲酒運転 ^{ゼロ} 0をめざす年次報告」を作成し、議会で報告しま した。 また、同内容を県ホームページで公表しました。 【環境生活部】

参考資料

三重県交通対策協議会 飲酒運転^{ゼロ}をめざす部会の構成

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づき、三重県交通対策協議会に設置した「飲酒運転^{ゼロ}をめざす部会」は、下記の推進機関で構成されています。

番号	推 進 機 関 名
1	三重県環境生活部くらし・交通安全課
2	三重県地域連携・交通部交通政策課
3	三重県医療保健部健康推進課
4	三重県教育委員会事務局保健体育課
5	三重県警察本部交通部交通企画課
6	国土交通省中部運輸局三重運輸支局
7	一般財団法人三重県交通安全協会
8	一般社団法人三重県自家用自動車協会
9	一般社団法人三重県安全運転管理協議会
10	一般社団法人三重県指定自動車教習所協会
11	一般社団法人三重県タクシー協会
12	一般社団法人三重県トラック協会
13	公益社団法人三重県バス協会
14	公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
15	公益社団法人三重断酒新生会
16	三重県小売酒販組合連合会

令和8(2026)年版

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告書

令和8(2026)年9月発行

三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2410 FAX 059-224-3069

E-mail: seikotu@pref.mie.lg.jp